介護職員等特定処遇改善加算

見える化要件について

【加算の取得状況】

特別養護老人ホーム泉正園　　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
居宅サービスセンター泉正園　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
スプリングガーデン瀬谷　　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

〇資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

〇労働環境・処遇の改善

・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入

・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実

・ＩＣＴ活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理サービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

〇その他

・非正規職員からの正規職員への転換

・職員の増員による業務負担の軽減

令和２年４月１４日